

山口県指定障害福祉サービス事業者等における処分等基準

1 行政処分等の実施の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス制度は、障害のある者がその有する能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供することを目的として設けられている。

本制度の下で、指定障害福祉サービス事業者等は、制度の目的を実現するため、人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の人格を尊重し、法令に従い、適切なサービスを提供することを義務付けられている。

従って、法に基づく事業者等に対する行政処分等は、指定障害福祉サービス事業者等がこれらの義務を果たさず、制度の趣旨・目的に反する行為を行っている場合に、その不正行為を抑止し、利用者の尊厳及び適切なサービス提供の状態を回復し、当該指定障害福祉サービス事業者等を含む広く一般に再発防止を図ることに資する厳正な措置を行うものである必要がある。

一方で、行政処分等は、指定障害福祉サービス事業者等の事業運営に多大な影響を及ぼすものであることを踏まえて、不正行為の事実認定、処分事由への該当性判断、処分の程度の決定、最終的な通知に至るまでの一連の手続きについて、法令に基づき、社会通念にも照らし合わせつつ、合理的な根拠を持って行うこととする。

これにより、制度への信頼を確保し、障害者の権利保障と福祉の向上を支える障害福祉サービス制度の持続可能性を確保することを目的とする。

2 定義

本基準中の用語の定義は次表のとおりとする。

指定障害福祉サービス事業者等	法第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等及び第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者並びに第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
指定障害児通所支援事業者等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者及び第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
指定障害福祉サービス費等	法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は第 70 条第 1 項に規定する療養介護医療費
利用者	法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等を利用する障害者及び障害児をいう。
役員等	当該法人の役員または事業所・施設を管理する者をいう。
故意	自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったことをいう（不作為を含む）。

重大な過失	過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどのような結果を引き起こすかについて認識し得たにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことをいう。 重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしなくとも、わずかな注意を行えば、たやすく自分の行っている行為（不作為を含む）がどのような結果を引き起こすかについて認識し得たにもかかわらず、不注意のためそれを認識しないことをいう。
軽過失	行うべき注意を欠いたことをいう。

3 処分等の程度の検討

(1) 行政処分等を行う場合

指定障害福祉サービス事業者等が行った不正行為が、以下の事由に該当する場合に行政処分等を行う。

- ① 法第 50 条第 1 項
- ② 法第 50 条第 3 項により準用する第 1 項
- ③ 法第 51 条の 29 第 1 項

(2) 処分等の決定について

行政処分等の決定については、以下のとおりとする。

- ① 人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求及び不正の手段による指定を処分事由とし、処分等の程度決定を定める。
- ② 処分等の程度はA級～D級の態様に分類し、「基本となる処分態様」（別表 1）、「処分の態様と内容」（別表 2）、「処分期間の換算表」（別表 3）、「個別事情による加重・軽減表」（別表 4-1～別表 4-5）、「処分程度の調整表」（別表 5）に基づき決定を行う。
- ③ 処分等の程度決定に当たっては、「基本となる処分態様」（別表 1）において処分事由ごとに定めた処分内容に、「個別事情による加重・軽減表」（別表 4-1～別表 4-5）に基づき、加重・軽減を行う。
個別事情による加重・軽減については、処分事由ごとに項目（態様・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性、過去 5 年の行政処分等）を設け、処分事由ごとに加重・軽減を行う。
- ④ 処分決定において、一つの不正等の行為が複数の処分事由に該当する場合、または手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由事に処分等の程度を検討し、最も重い程度区分となるものを適用する。

ただし、この場合においても、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことができるものとする。

- ⑤ 二以上の不正等の行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに、原則、処分の期間を加重するものとし、加重対象の不正行為の程度によっては、処分態様を変更するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性

や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認め得る場合には単一の行為とすることができるものとする。

- ⑥ ①から⑤に基づき定めた処分程度に関し、「処分程度の調整表」（別表 5）に基づき、利用者保護や運営体制に対する評価を行った結果、処分内容の変更を行うことができるものとする。
- ⑦ その他、処分程度については、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、配慮すべき事項等を総合的に考慮した上で決定する。

（３）指定の効力停止期間について

指定の全部効力停止または一部効力停止となる場合の基本となる期間については 3 月とし、「個別事情による加重・軽減表」（別表 4-1～別表 4-5）による月数の加重・軽減を行い、加重・軽減後の月数に応じて、「処分期間の換算表」（別表 3）に基づき、処分内容の程度を定める。

（４）指定の一部効力停止処分の処分内容について

指定の一部効力停止の処分内容にあたっては、以下のとおりとする。

- ① 原則、新規利用者の受入停止とする。
- ② 処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。
- ③ 報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分に変更する場合に適用する。
- ④ 報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている 7 割への制限（減算部分は 3 割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は 6 月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは 3 月を標準とする。

（５）その他の留意事項

- ① 不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として、指定時に遡り指定の効力を取り消すため、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。
- ② 不正の手段による指定を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止とする。

附 則

この基準は、令和 8 年 8 月 10 日から施行する。

別表 1 「基本となる処分態様」

処分事由	態様	処分内容	根拠条文
人員基準違反	A 級	勧告	法第 50 条第 1 項第 4 号(第 3 項の規定による準用含む) 法第 51 条の 29 第 1 項第 4 号
運営基準違反	B 級	勧告	法第 50 条第 1 項第 5 号(第 3 項の規定による準用含む) 法第 51 条の 29 第 1 項第 5 号
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 50 条第 1 項第 3 号(第 3 項の規定による準用含む) 法第 51 条の 29 第 1 項第 3 号
不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 50 条第 1 項第 6 号(第 3 項の規定による準用含む) 法第 51 条の 29 第 1 項第 6 号
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 50 条第 1 項第 9 号(第 3 項の規定による準用含む) 法第 51 条の 29 第 1 項第 9 号

別表 2 「処分の態様と内容」

態様	内容
A 級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B 級 - 1 号	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
B 級 - 2 号	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
B 級 - 3 号	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
B 級 - 4 号	指定の一部効力停止 1 年（新規利用者受入停止等）
C 級 - 1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級 - 2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級 - 3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級 - 4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

別表 3 「処分期間の換算表」

加重・軽減後の月数	換算程度（号）	内容
1 月～2 月	1 号	指定の全部または一部効力停止 1 月
3 月～5 月	2 号	指定の全部または一部効力停止 3 月
6 月～8 月	3 号	指定の全部または一部効力停止 6 月
9 月以上	4 号	指定の全部または一部効力停止 1 年

別表４－１「個別事情による加重・軽減表」（人員基準違反）

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している態様・程度	利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼす恐れのあるもの	＋２級（態様）
	利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	＋１級（態様）
②故意性	故意または重大な過失に基づく行為	＋１月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	－１月（期間）
③常習性	違反状況の継続が１年以上の場合	＋１月（期間）
	違反状況の継続が３月以下の場合	－１月（期間）
④組織性	役員等が実行または関与（指示）していたもの	＋２級（態様）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行っていたもの	＋１級（態様）
	役員等が実行または関与（指示）していないもの	－１級（態様）
⑤悪質性	当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けていたにもかかわらず正当な理由なく指導に従っていないもの	＋２級（態様）
	監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	＋１級（態様）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告または改善措置を取ったもの	－１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	＋３級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	＋１級（態様）
	別の不正行為について、勧告、命令または指定の効力の停止処分を受けているとき	＋１級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所等で不正行為を主導したことがあり、その事業所等が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	＋１級（態様）

別表４－２「個別事情による加重・軽減表」（運営基準違反）

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している態様・程度	利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼす恐れのあるもの	＋２級（態様）
	本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ・ 障害福祉サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき ・ 指定障害福祉サービス事業者等間もしくは指定障害福祉サービス事業者等と指定障害児通所支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与または収受に関するものであるとき	＋２級（態様）
	利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	＋１級（態様）
②故意性	故意または重大な過失に基づく行為	＋１月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	－１月（期間）
③常習性	違反状況の継続が１年以上の場合	＋１月（期間）
	違反状況の継続が３月以下の場合	－１月（期間）
④組織性	役員等が実行または関与（指示）していたもの	＋１級（態様）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行っていたもの	＋１級（態様）
	役員等が実行または関与（指示）していないもの	－１級（態様）
⑤悪質性	基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにもかかわらず、正当な理由がなく定員超過が２月以上継続しているとき	＋２級（態様）
	監査時に虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	＋１級（態様）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告または改善措置を取ったもの	－１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	＋３級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	＋１級（態様）
	別の不正行為について、勧告、命令または指定の効力の停止処分を受けているとき	＋１級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所等で不正行為を主導したことがあり、その事業所等が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	＋１級（態様）

別表４－３「個別事情による加重・軽減表」（人格尊重義務違反）

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している態様・程度	利用者の生命または身体の安全に重大な危害を及ぼす恐れのあるもの	＋１級（態様）
	利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	－１級（態様）
②故意性	故意または重大な過失に基づく行為	＋１月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	－１月（期間）
③常習性	違反状況の継続が３月超の場合	＋１月（期間）
	違反状況の継続が３月以下の場合	－１月（期間）
④組織性	役員等が実行または関与（指示）していたもの	＋１級（態様）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行っていたもの	＋２月（期間）
	役員等が実行または関与（指示）していないもの	－１級（態様）
⑤悪質性	監査時に虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	＋１級（態様）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告または改善措置を取ったもの	－１級（態様）
⑥過去５年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	＋１級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所等で不正行為を主導したことがあり、その事業所等が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	＋１級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	＋４月（期間）
	別の不正行為について、勧告、命令または指定の効力の停止処分を受けているとき	＋２月（期間）

別表４－４「個別事情による加重・軽減表」（不正請求）

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している態様・程度	不正請求額が事業所等の年間収入（障害福祉サービス費等及び利用者負担額）の概ね 10% 以上の場合	+ 1 級（態様）
	不正請求額が事業所等の年間収入の概ね 1 % 未満の場合 ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる	- 1 級（態様）
②故意性	故意または重大な過失に基づく行為	+ 1 月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	- 1 月（期間）
③常習性	違反状況の継続が 1 年以上の場合	+ 1 月（期間）
	違反状況の継続が 3 月以下の場合	- 1 月（期間）
④組織性	役員等が実行または関与（指示）していたもの	+ 1 月（期間）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行っていたもの	+ 1 月（期間）
	役員等が実行または関与（指示）していないもの	- 1 月（期間）
⑤悪質性	監査時に虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告または改善措置を取ったもの	- 1 級（態様）
⑥過去 5 年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所等で不正行為を主導したことがあり、その事業所等が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 4 月（期間）
	別の不正行為について、勧告、命令または指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 2 月（期間）

別表４－５「個別事情による加重・軽減表」（不正の手段による指定）

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している態様・程度	明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの	＋１級（態様）
	指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	－１級（態様）
②故意性	故意または重大な過失に基づく行為	＋１月（期間）
	軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	－１月（期間）
③常習性	－	－
④組織性	役員等が実行または関与（指示）していたもの	＋１月（期間）
	役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行っていたもの	＋１月（期間）
	役員等が実行または関与（指示）していないもの	－１月（期間）
⑤悪質性	監査時に虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	＋１級（態様）
	不正の手段による指定申請に起因する喜寿に班等の継続が３月超の場合	＋１月（期間）
	事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告または改善措置を取ったもの	－１級（態様）
	不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が３月以下の場合	－１月（期間）
⑥過去５年の行政処分等	同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	＋１級（態様）
	不正行為を主導した者が他の事業所等で不正行為を主導したことがあり、その事業所等が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	＋１級（態様）
	同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	＋４月（期間）
	別の不正行為について、勧告、命令または指定の効力の停止処分を受けているとき	＋２月（期間）

別表 5 「処分程度の調整表」

項目	内容	変更程度
利用者保護	指定取消また指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所等の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消または指定の全部効力停止を指定の一部効力停止に変更
運営体制等	勧告（指導）相当であるが、事業者の役員または事業所等の管理者の法令等の知識が欠如、職員の障害福祉に関する知識・技術が欠如または組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状況にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき	勧告（指導）を指定の一部効力停止に変更
	勧告（指導）または指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員または事業所等の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の障害福祉に関する知識・技術が著しく欠如または組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき	勧告（指導）または指定の一部効力停止を指定の全部効力停止に変更
	上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）並びに指定の一部効力停止または指定の全部効力停止を指定取消に変更